平成２６年（フ）第１４５号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1578番地４　シアン202号、前住所山形市西田５丁目10番25号
債務者　吉田　大祐
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５６号
山形市南二番町７番５号　ラプラス二番街202号
債務者　原田由香子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６２号
山形市緑町１丁目４番５号　みどりハイツ205号、前住所山形市西田２丁目17番29号　パークヴィレッジＥ203号
債務者　森谷　　修
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
岡山県倉敷市日畑1009番地
債務者　今井貴代一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
函館市本通４丁目16番39号
債務者　永井千鶴子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０９号
函館市日浦町314番地
債務者　三浦　節子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５６号
岩手県一関市宮下町12番21号　コーポきくち101
債務者　日下　　淳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２２３号
埼玉県比企郡小川町大字木部220番地36
債務者　新井よし子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市橋目町字恵香21番地　美滝マンション303、前住所長野県長野市川中島町四ツ屋1145番地12
債務者　瀧澤　加奈
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
三重県伊勢市辻久留３丁目17番５号、住民票上の住所三重県鈴鹿市安塚町1350番地の264　ミレニアＪ・ＫⅡ101
債務者　伊藤　由佳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１０４０号
さいたま市見沼区島町435番地１　プリムラハウス110
債務者　朽木　麻衣
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４９号
埼玉県新座市栄３丁目13番７号　渋谷方
債務者　久保田正枝
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７４号
札幌市中央区南８条西23丁目２番５―502号
債務者　亀田　卓郎
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７５号
札幌市中央区南８条西23丁目２番５―502号
債務者　亀田　理香（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６６号
北海道江別市野幌町15番地の１　グランドール岡崎202
債務者　高橋　　貢
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４６８号
札幌市中央区宮の森２条８丁目１番50号　エクセルガーデン宮の森305号
債務者　長谷川憲司
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１４号
札幌市東区北16条東13丁目１番13号　フォーブル16Ａ―201号
債務者　牧野　文則
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部